

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程後期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および **2021年3月末**までに取得見込みの者。（学校教育法第102条第1項）
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2021年3月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第156条第1号）
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2021年3月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第156条第2号）
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2021年3月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第156条第3号）
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および **2021年3月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第156条第4号）
6. 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者。（平成元年文部省告示第118号）
7. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、**2021年3月31日**までに満24歳に達するもの。（学校教育法施行規則第156条第7号）

<<注意>>

上記の出願資格「第1項～第5項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を **2021年3月末**までに満たせない場合は、入学が許可されないこととなりますので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

出願資格「第7項」「第8項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については、2020年5月8日（金）までに学部事務4課 異文化コミュニケーション研究科担当（TEL 03-3985-4824, ibunkagakubu@rikkyo.ac.jp）へ問い合わせてください。

2) 一般入学試験受験資格

博士課程後期課程の出願資格要件（詳細は上記参照）を満たす者。

英語以外が母語である者または教授言語が英語でない大学を卒業した者については、TOEFL iBT®Test または IELTS を受験し、スコアを提出できる者。

※ TOEFL はエデュケーション・テスト・サービス (ETS) の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を受けたものではありません。